

国 地 契 第 7 号
国 官 技 第 2 1 号
国 営 計 第 2 1 号
平成 2 1 年 4 月 2 3 日

各地方整備局総務部長 あて
企画部長
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について

この度「平成 2 1 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成 2 1 年 4 月 3 日付け国官総第 3 - 2 号、国官会第 2 0 - 3 号、国地契第 1 - 2 号、国官技第 1 - 2 号、国営計第 3 - 2 号)により、平成 2 1 年度予算による事業を早期に実施するため、総合評価方式における提出資料の簡素化等により可能な限り一般競争入札方式等の手続きに要する期間の短縮に努めるよう通知されたところであるが、その実施に係る手続きを下記のとおり定めたので適切に実施されたい。

記

1. 対象工事

「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 3 号、国官技第 1 3 7 号、国営計第 8 5 号)(以下「簡易型手続通達」という。)記 1 の対象工事のうち、比較的小規模で施工計画の工夫の余地が小さいため、施工計画の提出を求めずに、同種・類似工事の施工実績や工事成績評定点等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事は原則として本通知の対象工事とする。なお、対象工事の選定に当たっては、「入札保証金の取扱いに関する試行について」(平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日付け国官会第 1 0 3 2 号、国地契第 6 5 号)等に基づき入札保証金を納めさせることとされる工事を除くとともに、同種・類似工事の施工実績のない企業の受注機会の確保に配慮するものとする。

2. 評価項目

簡易型手続通達記2の規定にかかわらず、「簡易な施工計画」の提出を原則として求めないこととし、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添）を参照して簡易な施工計画以外の適切な評価項目を設定するものとする。なお、簡易型総合評価落札方式において簡易な施工計画に配分していた評価点については、「企業の施工能力」等に適切に配分するものとする。

3. 入札手続期間

総合評価落札方式による場合の手続に係る日数については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）の別紙、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）の別紙1及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」3-3（3）において標準的日数を示しているところであるが、本通知を適用する工事については、これらの標準的日数にかかわらず、入札公告等から申請書及び資料の提出期限までの日数、申請書及び資料の提出期限から競争参加資格の確認結果の通知までの日数、並びに競争参加資格の確認結果の通知から入札書の提出期限までの日数を、それぞれ原則として7日（土曜日、日曜日、祝日等を含む。）とする。

4. 留意事項

- (1) 本通知を工事希望型競争入札方式で実施する工事に適用する場合は、「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号）記4（1）③に規定する「当該工事に係る簡易な施工計画」の提出を原則として求めないものとする。
- (2) 本通知に記載のない事項については、簡易型手続通達が適用されるものであること。

附則

本通知は、平成21年4月23日以降に入札手続を開始する工事から適用する。